

【研究ノート】

ネット上の名誉侵害による不法行為

前田 泰

民法研究室

Tort of Defamation on Websites

Yasushi MAEDA

Civil Law

Abstract

This paper discusses some issues about tort of defamation on websites.

キーワード: 不法行為, 名誉侵害, インターネット

1. はじめに

インターネット上の名誉侵害に基づく不法行為責任に関して、近時、初めての最高裁判決が登場した。本稿は、この判決の意義を検討することを目的とし、まず本件最高裁判決を紹介する（後記2）。次に、本判決の直前に、同じネット上の名誉侵害に関する刑事事件において最高裁の判断が示されているのでこれを紹介したうえで（後記3）、この2つの最高裁の見解の位置づけを検討する（後記4）。そして、この問題に関する民事の不法行為責任に関する従来の下級審判決を概観して（後記5）、本判決後の課題を探りたい。

2. 本件最高裁判決（最二小判平成24年3月23日判時2147号61頁、判タ1369号121頁）¹

【事案】X1新聞社の従業員X2等は、新聞販売店Aを訪問してその所長Bに新聞販売の取引中止を通告した。Yは、フリーのジャーナリストであり、新聞社の新聞販売店への対応や新聞業界の体質を批判的に報道するインターネッ

ト上のサイトを開設しており（本件サイト）、そこに「臨時ニュース」と題して、X2等が取引中止をBに通告したこと、および、その際にX2等が「明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」という内容の記事を掲載した（本件記事）。しかし、X2等がチラシ類を持ち去った事実はなかった。そこでX1等は、名誉侵害による不法行為を主張し損害賠償を訴求したが、以下のよう
に一審・原審とも請求を棄却した。

第一審は、本件記事の、X2等が「明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った」という部分（第一文）は事実の摘示であり、「これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる」という部分（第二文）は事実の摘示ないし法学的見解の表明であると認定したうえで、記事全体として「損害賠償による事後的填補を与えるに足りる程度にまでX1らの社会的評価を低下させるものとして不法行為を構成するとまでいうことはできない」と判示して、請求を棄却した。

原審は、本件記事の第一文は事実の摘示であり、第二文はその事実を前提としたYの法学的見解の表明であると認定した。そして、本件サイトがX1を含む新聞社のいわゆる「押し紙問題」を中心に取り上げるものであり、本件記事も、押し紙問題に関して、X1の一方的な取引中止を公表して、X1の対応を非難する点に主眼があることが明らかであるため、「本件記載部分の第一文で指摘されているチラシ類の持ち去り行為については、本件店舗内において取引中止の通告がなされた後直ちにBの目前でその認識の下で行われたとの指摘がなされているものとの理解に至るのが自然であり、また、第二文における法学的見解の表明については、筆者であるYが専ら突然の取引中止の通告等を批判する趣旨で殊更に『窃盗』等の表現を用いて上記通告に伴って行われたチラシ類の持ち去り行為につき誇張した法学的評価を加えていると受け止めるのが自然であると考えられ……一般の閲覧者が、直ちにX2らが現に『窃盗』に該当する行為を行ったものと理解する可能性は甚だ乏しかったものと認めるのが相当である」から、本件記載部分によってX1等の社会的評価が低下したということとはできないと判示して、請求を棄却した。

【判旨】破棄差戻（差戻を受けた東京高判平成24.8.29は、X1等への損害賠償をYに命じた）。

- 「(1)ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである（最判昭和31年7月20日…参照）。…本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第一文と第二文があいまって、X会社の業務の一環としてAを訪問したX2らが、Bが所持していた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、Xらの社会的評価を低下させることが明らかである。
- (2)…Aの所長が所持していた折込チラシは、訴外会社Cの従業員がBの了解を得た上で持ち帰ったというのであるから、本件記載部分において摘示された事実は真実ではないことが明らかであり、また、Yは、X1と訴訟で争うなど対立関係にあったという第三者からの情報を信用して本件サイトに本件記事を掲載したと主張するのみで、本件記載部分において摘示した事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があったというに足りる事実を主張していない。
- (3)…Yが本件サイトに本件記事を掲載したことは、Xらの名誉を毀損するものとして不法行為を構成するという

べきである。」

本判決は、一審および原審が社会的評価の低下を認めずに不法行為の成立を否定したのに対して、社会的評価の低下を認定して不法行為責任を肯定した。本判決が原審判決を破棄した理由は、本件記事に対する一般の閲覧者の理解に関する見解の相違にあり、これに関しては、本判決に明示されていないが、次の2点が重要であると考ええる。

まず、本件サイトに掲載された記事であることの特異性を認めるか否かである。すなわち、原審は、本件サイトがいわゆる「押し紙問題」に関して新聞社を批判することを主眼としていることを前提として、本件記事の「法の見解の表明」は「誇張した」表現であると一般閲覧者は理解すると見たのに対して、本判決は、本件サイトが「一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえない」と見た。

次に、本件記事が「法の見解の表明」を含むか否かとその影響についてである。すなわち、原審が本件記事を事実の摘示部分（第一文）と法の見解の表明の部分（第二文）とに区別したうえで、この法の見解の表明による社会的評価の低下を否定したのに対して、本判決はこのような分析を前提とせず「第一文と第二文があいまって」折込チラシを了解なく持ち去った旨の「事実を摘示する」と判示しているから、法の見解の表明の問題ではないことを示したものと解せられる。

上記の2点に関する議論として、意見の表明による名誉毀損行為があっても「対抗言論」の可能性により違法性が阻却されるという主張があり、特にネット上の特性として主張されてきた経緯がある。そして最高裁は、本判決前に、個人によるネット上の名誉毀損罪に関する初の無罪判決と伝えられる一審判決を破棄した二審を支持する判断を示している。刑事事件ではあるが、ネット上の特性に関する法的評価をめぐる素材であると考えられるので、以下に紹介する²。

3. 刑事責任に関する最一小決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁

【事案】被告人Yは、フランチャイズによる飲食店「ラーメン甲」の加盟店等の募集及び経営指導等を業とする乙社の名誉に関わる記述として、ネット上に開設した「丙観察会 逝き逝きて丙」と題するホームページ内のトップページにおいて、「インチキFC甲粉碎!」、「貴方が『甲』で食事をする、飲食代の4~5%がカルト集団の収入になります」などと、乙がカルト集団である旨の内容を記載した文章を掲載した。また、Yは、同ホームページの乙の会社説明会の広告を引用したページにおいて、その下段に「おいおい、まともな企業のふりしてんじやねえよ。この手の就職情報誌には、給料のサバ読みはよくあることですが、ここまで実態とかけ離れているのも珍しい。教祖が宗教法人のブローカーをやっていた右翼系カルト『丙』が母体だということも、FC店を開くときに、自宅を無理矢理担保に入れられるなんてことも、この広告には全く書かれず、『店が持てる、店長になれる』と調子のいいことばかり。」と、乙が虚偽の広告をしているがごとき内容を記載した文章等を掲載し続けた（本件表現行為）。

【第一審】東京地判平成20.2.29判時2009.151。一審は、まず次のように述べて、従来の基準によればYは有罪である旨を判示した。すなわち、(1) Yの本件表現行為は具体的な事実を摘示して乙の社会的評価を低下させる内容のも

のであるから、刑法230条1項所定の名誉毀損罪の構成要件に該当する。(2)本件表現は、公共の利害に関する事実に係るものであり、主として公益を図る目的でなされたものであるものの、その重要な部分が真実であると証明されたとはいえないから、同法230条の2第1項に該当しない。(3)Yがこれを真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当な理由があったと認めることはできない。以上から、従来基準によれば、Yは無罪とはならないと判示した。

しかし一審は、「本件のようなインターネット上の表現行為について従来基準をそのまま適用すべきかどうかは、改めて検討を要するところである」と述べて、以下の2つの新基準を提案したうえで、Yを無罪と判決した。

①「インターネットの利用者は相互に情報の発受信に関して対等の地位に立ち言論を応酬し合える点において、これまでの情報媒体とは著しく異なった特徴をもって」いるから、「インターネット上での表現行為の被害者は、名誉毀損的表現行為を知り得る状況にあれば、インターネットを利用できる環境と能力がある限り、容易に加害者に対して反論することができる。」「被害者が、自ら進んで加害者からの名誉毀損的表現を誘発する情報をインターネット上で先に発信したとか、加害者の名誉毀損的表現がなされた前後の経緯に照らして、加害者の当該表現に対する被害者による情報発信を期待してもおかしくないとかいうような特段の事情があるときには、被害者による反論を要求しても不当とはいえないと思われる。そして、このような特段の事情が認められるときには、被害者が実際に反論したかどうかは問わずに、そのような反論の可能性のあることをもって加害者の名誉毀損罪の成立を妨げる前提状況とすることが許されるものと考えられる。」

②「インターネット上で発信される情報の信頼性についての受け取られ方についてみると、インターネットを利用する個人利用者に対し、これまでのマスコミなどに対するような高い取材能力や綿密な情報収集、分析活動が期待できないことは、インターネットの利用者一般が知悉している。」「個人利用者がインターネット上で発信した情報の信頼性は一般的に低いものと受けとめられているものと思われる。…上述したインターネットの特性に加え、インターネット上の発信情報の信頼性に対するこのような一般的な受け取られ方にもかんがみると、加害者が主として公益を図る目的のもと、『公共の利害に関する事実』についてインターネットを使って名誉毀損的表現に及んだ場合には、加害者が確実な資料、根拠に基づいてその事実が真実と誤信して発信したと認められなければ直ちに同人を名誉毀損罪に問擬するという解釈を採ることは相当ではなく、加害者が、摘示した事実が真実でないことを知りながら発信したか、あるいは、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめずに発信したといえるときにはじめて同罪に問擬するのが相当と考える。」

本件では、①につき、Yは「インターネットの個人利用者に対して要求される程度の情報収集をしたうえで本件表現行為に及んだものと認められ」、②につき、Yは、インターネット上で情報を発信する際に、個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った上、本件表現行為において摘示した事実がいずれも真実であると誤信してこれら発信したものと認められるから、したがって、Yに対して名誉毀損の罪責は問い得ないと考えられると判決した³。

【第二審】東京高判平成21.1.30判タ1309.91 二審は、Yは、公共の利害に関する事実について、主として公益を図

る目的で本件表現行為を行ったものではあるが、摘示した事実の重要部分である、乙社と丙とが一体性を有すること、そして、加盟店から乙へ、乙から丙へと資金が流れていることについては、真実であることの証明がなく、Yが真実と信じたことについて相当の理由も認められないとして、Yを有罪と判決した。相当の理由に関する一審の新提案については、次のように述べて否定した。

「ア まず、被害者の反論の可能性があることをもって最高裁大法廷判決が判示している基準を緩和している点に関してである。

被害者が反論をするためには、被害者自身が自己の名誉を毀損する内容の表現が存在することを知る必要がある。しかし、インターネット上のすべての情報を知ることはおよそ不可能であって、自己の名誉を毀損する内容の表現が存在することを知らない被害者に対しては、反論を要求すること自体そもそも不可能である。また、反論可能な被害者においても、現実反論をするまでは名誉を毀損する内容の表現がインターネット上に放置された状態が続くことになる。加えて、被害者が反論をするに際しては、反論を加える対象となる表現を何らかの形で示すことが必要と考えられるところ、このことは、被害者の名誉を毀損する内容の表現の存在を知らない第三者に対しそのような表現が存在することを自ら公表して知らしめることを要求するのに等しい。そのため、被害者の中には、更なる社会的評価の低下を恐れてやむなく反論を差し控える者が生じることもあり得ると思われる。

さらに、被害者の名誉を毀損する内容の表現をするに当たっては、加害者が常に自らの身分を特定し得るに足りる事項を明らかにするとは限らないのであり、このような匿名又はこれに類するものによる表現に対しては、有効かつ適切な反論をすることは困難な事態が生じることも予想される。そして、被害者が反論をしたとしても、これを被害者の名誉を毀損する内容の表現を閲覧した第三者が閲覧するとは限らないばかりか、その可能性が高いということもできない。加えて、被害者の反論に対し、加害者が再反論を加えることにより、被害者の名誉が一層毀損され、時にはそれがエスカレートしていくことも容易に予想される場所である。

いずれにしても、インターネットの広範な普及に伴い、そこでの情報が、不特定の、文字どおり多数の者の閲覧に供されることを考えると、その被害は時として深刻なものとなり得るのである。このことは、原判決のいう「特段の事情」が認められる場合であっても何ら異なるものではない。したがって、被害者に反論の可能性をあることをもって最高裁大法廷判決が判示している基準を緩和しようとするのは、被害者保護に欠け、相当でないといわざるを得ない。

イ 次に、インターネット上の情報の信頼性に関してである。

確かに、インターネット上の情報の中には、信頼性が低いと見られるものが多数存在することは否定できない。しかし、そのような情報が存在するのはインターネット上に限ったことではない。逆に、インターネット上の情報の中にも、確実な資料、根拠に基づいた信頼性の高いものも多数存在するし、このことは個人利用者が発信する情報であっても同様である。すなわち、インターネット上で個人利用者が発信する情報だからといって、必ずしも信頼性が低いとは限らないのである。もとより、インターネット上の情報を閲覧する者としても、個人利用者の発信する情報は一律に信頼性が低いという前提で閲覧するわけではない。

また、全体的には信頼性が低いものと受け止められる情報であっても、それを閲覧する者としては、全く根拠もない情報であると認識するとは限らないのであり、むしろその情報の中にも幾分かの実態が含まれているの

ではないかと考えるのが通常であろう。このような情報によって名誉が不当に毀損される危険性は、原判決が想定している「信頼性が低いものとは受け止められていない情報」における名誉毀損の場合と何ら異なるものではない。

したがって、インターネットを使った個人利用者による情報に限って最高裁大法廷判決が判示している基準を緩和する考え方には賛同できない。

インターネットによる表現行為は今後も拡大の一途をたどるものと思われるが、その表現内容の信頼度の向上はますます要請されるのであって、これにより真の表現の自由が尊重されることになるものと解されるのである。」⁴

【上告理由】 Yは、インターネットの個人利用者である一市民に対して要求される水準を満たす調査を行ったうえで本件表現行為を行っており、インターネットの発達に伴って表現行為を取り巻く環境が変化していることを考慮すれば、Yが摘示した事実を真実と信じたことについて相当の理由があるから、名誉毀損罪は成立しないと主張して、上告した。

【最高裁の決定】 上告棄却。上告趣意は「単なる法令違反、事実認定の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。なお、所論にかんがみ、インターネットの個人利用者による表現行為と名誉毀損罪の成否について、職権で判断する。

…個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るには限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない（最高裁昭和44年6月25日大法廷判決…参照）。これを本件についてみると…Yは、商業登記簿謄本、市販の雑誌記事、インターネット上の書き込み、加盟店の店長であった者から受信したメール等の資料に基づいて、摘示した事実を真実であると誤信して本件表現行為を行ったものであるが、このような資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること、フランチャイズシステムについて記載された資料に対するYの理解が不正確であったこと、Yが乙株式会社の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどの事情が認められる…。Yが摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があるとはいえないから、これと同旨の原判断は正当である。」

第一審は、従来のマスメディアにおける名誉毀損の場合と、個人利用者によるネット上の名誉侵害の場合との差異を2点に求めた。

すなわち、①まず、被害者側からの発信可能性の有無を挙げ、「加害者の当該表現に対する被害者

による情報発信を期待してもおかしくない特段の事情があるときには」、いわゆる対抗言論の可能性が「名誉毀損罪の成立を妨げる前提状況」になると解した。

②次に、加害行為である発信情報に対する閲覧者の信頼性の高低を挙げ、信頼性が低いネット上の名誉毀損の場合には、公共の利害に関する事実につき真実だと信じた相当の理由の判定基準を緩和し、従来の基準である「確実な資料、根拠に基づいてその事実が真実と誤信した場合」に限定せず、「インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめないうで発信したといえるときにはじめて」名誉毀損罪を問えると判示した。

第二審は、第一審が提案した新基準を明確に否定し、従来の「相当の理由」の基準によりYを有罪と判決し、最高裁は二審を支持した。したがって、この事案において最高裁は、第一審提案の①・②とも否定したことになる⁵。

4 近時の最高裁の立場

本判決（前記2）の意義を検討する際に、その直前に出された刑事事件の最高裁決定（前記3）との関係をどのように位置づけるべきだろうか。もちろん刑事責任である名誉毀損罪の構成要件に関する解釈が、民事の不法行為責任の成立要件に関する解釈に、直接に影響することはありえないが、まったく無関係であるはずもないと考える⁶。特に名誉毀損事件に関しては、名誉侵害による（民事の）不法行為責任の成立要件に関して、（刑事の）名誉毀損罪の構成要件（刑法230条）や、戦後に挿入された公共の利害に関する刑法230条の2の要件が議論の前提とされてきたし、逆に、公共の利害に関する事実につき真実性の要件では、真実と信じる相当の理由があればこれを充足するとする民事事件における最高裁の解釈（最二小判昭和41.6.23民集20.5.1118）が、刑事事件での名誉毀損罪の解釈論（最大判昭和44.6.25刑集23.7.975）に結びついたことが指摘されている⁷。

本件最判に、もし刑事事件の最決（前記3）が何らかの影響を及ぼしていると仮定すれば、社会的評価の低下の有無を認定する基準に関してであろう。すなわち、まず、本件最判が「一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである」と判示して昭和31年最判を引用した点に、「これまでの基準を変更しない」旨の一般論が示されている。次に、「本件の記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが」閲覧者の信頼性を低下させるものではないことを判示した点に、ネットの一般的な特性として情報に対する信頼が低いことを認めない判断が示されている。もちろん事案ごとに異なることを前提にするが、ネットの特性を一般的に考慮することを否定したわけである。もしそうであるとすれば、刑事事件の最決がその第一審の提案を否定したのと同じ立場にあることを、民事事件の本件で最高裁が明らかにしたことになるだろう。

5 不法行為責任に関するこれまでの下級審の判決

ネット上の名誉侵害による不法行為責任に関するこれまでの判決の一覧を【表】に掲げた。【表】の最上部の2件の判決は、本稿で取り上げた最高裁の判断であり、本判決と刑事事件の最高裁決定を

番号1と2に掲げた。番号3以下は、すべてネット上の名誉侵害を理由とする（民事の）不法行為請求の事件である。プロバイダに対する請求の事件をも含めたが、民法に基づく損害賠償や謝罪広告を求める不法行為請求を伴わない、プロバイダ責任法による削除請求・発信者情報開示請求だけの事件は除外した⁸。

本件に関わる論点としては、いわゆる対抗言論の問題がある。これに言及する判決は、【表】の番号20および22の2件、および、【表】にはないが、いわゆるニフティサーバ「本と雑誌のフォーラム」事件の東京地判平成13.8.27判時1778.90がある。いずれも、不法行為請求を認容した判決であり、結果的に対抗言論の抗弁を認めていない。この点を含めて、本件最高裁判決は、従来の下級審の流れを踏襲した判決といえるだろう。

【表】 ネット上の名誉侵害に関する判決（過去10年）

番号	最高裁	責任	内容
1	最二小判平成24.3.23判時2147.61、判タ1369.121	有	損害賠償請求を棄却した原審を破棄・差戻。
2	最一小決平成22.3.15刑集64.2.1、判時2075.160、判タ1321.93	(有罪)	(刑事事件・参考判例)
番号	下級審判決	不法行為責任	内容
3	金沢地判平成24.3.27判時2152.62	無	プロバイダに対する損害賠償請求を棄却・重過失否定(発信者情報の開示請求を認容)。
4	東京地判平成23.7.19判タ1370.192	無	損害賠償請求を棄却。
5	東京地判平成23.4.22判時2130.21	有	損害賠償請求を認容。動画中の発言部分の消徐請求を認容。
6	長野地上田支判平成23.1.14判時2109.103	有	損害賠償請求・謝罪広告掲載請求を認容。
7	東京高判平成23.1.12判時2114.58	有	損害賠償請求を認容。(東京地判平成22.1.18の控訴審)
8	東京高判平成22.11.25判時2107.116、判タ1341.146	有	損害賠償請求を認容。(東京地判平成21.7.28の控訴審)
9	東京高判平成22.8.25判時2101.39	無	サイト運営会社に対する損害賠償請求を棄却(過失を否定)。

番号	下級審	不法行為責任	内容
10	東京地判平成22.1.18判時2087.93、判タ1327.210	有	損害賠償請求を認容。
11	大阪高判平成21.10.23労働経済判例速報2061.26	有	損害賠償請求を認容。
12	千葉地松戸支判平成21.9.11判時2064.88	有	損害賠償請求を認容。
13	東京高判平成21.7.28判タ1304.98、民集65.3.1558	無	損害賠償請求を棄却。記事をサイトに掲載して新聞社に配信した通信社に、真実性を信じる相当理由あり。
14	東京地判平成21.7.28判時2051.3、判タ1313.200	有	損害賠償請求を認容。
15	東京高判平成21.6.17判時2065.50	有	損害賠償請求を認容。
16	大阪高判平成21.5.15判タ1313.271	有	損害賠償請求を認容(週間誌の記事、および、見出しのHP・公告への掲載)。
17	神戸地判平成21.2.26判時2038.84、判タ1303.190	無	損害賠償請求を棄却。公益目的で、真実。
18	大阪地判平成21.1.15労働経済判例速報2032.11	有	損害賠償請求を認容。
19	東京地判平成20.12.5判タ1303.158	有	損害賠償請求を認容。
20	東京地判平成20.10.1判時2034.60、判タ1288.134	有	サイトの管理者に対する損害賠償請求を認容・対抗言論の抗弁を否定。(大学の名誉を毀損する記事を掲載した教職員組合の責任を肯定した。)
21	東京地判平成20.4.22判時2010.78、判タ1286.178	無	損害賠償請求を棄却。(月刊誌の記事については、請求一部認容)
22	東京地判平成19.12.14判タ1318.188	無	損害賠償・謝罪広告の請求を棄却。
23	東京地判平成19.6.25判時1989.42	有	損害賠償請求を認容(他の不法行為と一連の行為)
24	横浜地判平成19.3.30判時1993.97	無	損害賠償請求を棄却。
25	東京地判平成18.11.7判タ1242.224	有	損害賠償請求を認容(メールマガジンの配信者、電子掲示板の管理者および月刊誌発行人の責任を肯定)

番号	下級審	不法行為責任	内容
26	東京地判平成18.6.6判時1948.100	無	損害賠償請求を棄却。
27	東京地判平成17.3.28判時1894.143、判タ1183.239	無	損害賠償請求を棄却。
28	東京高判平成17.3.23労働判例893.42	無	損害賠償請求を棄却(他の請求(退職金支払い)は認容)。東京地判平成16.9.13の控訴審
29	名古屋地判平成17.1.21判時1893.75	無	プロバイダに対する損害賠償・削除・発信者情報開示の請求を棄却。
30	東京地判平成16.11.24判タ1205.265	無	プロバイダに対する損害賠償請求を棄却・重過失なし(発信者情報開示請求は認容)。
31	東京地判平成16.9.13労働判例882.50	無	損害賠償請求を棄却。
32	東京地判平成16.5.18判タ1160.147	無	プロバイダに対する損害賠償・削除・発信者情報開示の請求を棄却。
33	横浜地判平成15.9.24判タ1153.192	無	損害賠償請求を棄却。
34	名古屋地判平成15.9.12判時1840.71	有	損害賠償請求を認容(厚生労働省の国家賠償責任)
35	東京地判平成15.7.17判時1869.46	有	損害賠償請求を認容。
36	東京地判平成15.6.25判時1869.54	有	電子掲示板の管理運営者に対する損害賠償請求を認容。
37	東京高判平成14.12.25判時1816.52	有	電子掲示板の管理運営者に対する損害賠償・削除の請求を認容。東京地判平成14.6.26の控訴審
38	東京地判平成14.6.26判時1810.78、判タ1110.92	有	電子掲示板の管理運営者に対する損害賠償・削除の請求を認容。

これ以前の判決につき、前田泰「ネット上の名誉侵害とプロバイダの責任」群馬大学社会情報学ハンドブック241頁(2005年)参照。また、プロバイダの発信者情報開示義務に関する判決につき、同「プロバイダの発信者情報開示義務」群馬大学社会情報学部研究論集18巻227頁以下(2011年)参照。

6 おわりに

本判決は、名誉侵害による不法行為責任の成立につき、従来の判断枠組みを踏襲することを明らかにした。その直前の刑事事件での最高裁決定は、いわゆる対抗言論の可能性および情報に対する信頼の低さといったネット上の特性を、一般的には考慮しないことを明らかにした。本判決も、この決定

の延長線上として民事事件においても同様の立場にあることをも示したものと考える。

しかしこのことは、ネット上の特性をまったく考慮しないことを意味するわけではない。すなわち、上記のことがいえるとしても、ネットの特性を加害者の責任を緩和する側の素材にしないという面が示されたに過ぎない。ネットにおける侵害行為実現の容易さから被害者を保護する必要性という意味でのネットの特性を考慮することは、ここでの議論の射程には入っていない。この問題が今後の課題になる。

- 注1 本件の第一審、原審および差戻審につき、浦川道太郎「本件判批」私法判例リマークス46号54頁参照。さらに、本件の評釈として、和田真一・法時85.10.117および仮屋篤子・法セミ増刊11号新判例解説91頁参照。
- 2 同じ事案での民事訴訟が、刑事事件の第一審判決より前に行われ、第一審・控訴審ともYが敗訴していた。小倉一志「判批」商学討究62巻1号245頁（2011年）参照。
- 3 第一審の判例評釈に、園田寿・法セミ53.12.38、同・平成20年度重要判例解説〔ジュリ臨時増刊1376〕188、永井善之・刑事法ジャーナル15.10、紀藤正樹・法セミ54.7.6、上村都・法セミ54.11.4、前田聡・流経法学9.1.87等がある。
- 4 第二審の判例評釈に、紀藤正樹・法セミ54.7.6、進士英寛・NB L915.55、上村都・法セミ54.11.4、緒方あゆみ・同志社法学61.6.153、佐藤結美・北大法学論集61.1.218等がある。
- 5 最高裁決定の判例評釈に、進士英寛・NB L927.6、前田雅英・警察学論集63.144、小玉大輔・ひろば63.7.23、加藤俊治・研修744.15、家令和典・Law & Technology48.70、鈴木秀美・法時82.9.22、金澤真理・法時82.9.17、豊田兼彦・法セミ55.9.123、平川宗信・刑事法ジャーナル24.95、三宅裕一郎・法セミ55.8.126、嘉門優・立命館法学332.254、高部眞規子・法の支配160.49、紀藤正樹・法セミ56.2.30、山本紘之・新報117.5=6.309、田寺さおり・法政理論〔新潟大〕43.3=4.126、家令和典・ジュリ1422.125、前田聡・流経法学10.2.93、西土彰一郎・平成22年度重要判例解説〔ジュリ1420〕23、松本哲治・法セミ増刊・速報判例解説〔8〕15、丸山雅夫・平成22年度重要判例解説〔ジュリ1420〕210、末道康之・法教365別冊付録・判例セレクト2010〔1〕35、嘉門優・判例評論641（判時2148）181、小倉一志・商学討究62.1.237、伊藤純子・東北法学39.73、岡田好史・専修ロージャーナル8.59、成瀬幸典・論究ジュリ5.239等がある。
- 6 民事責任と刑事責任とを区別して論じるべきことに異論はみられない。むしろ民事法学と刑事法学との交流がないことの問題が指摘されてきた状況にある。五十嵐清「刑法理論と民法理論」ジュリ313.32（1965年）、前田泰「精神障害者の行為能力」臨床精神医学26.11.1385（1997年）等参照。ただし、「責任能力」に関しては、少なくとも実務上は民事責任能力の判定は行われておらず、刑事責任能力の判定結果がそのまま流用されていると思われる状況にある。民事責任能力の具体的判定基準を、刑事責任能力とは別に検討する作業として、前田泰『民事精神鑑定と成年後見法—行為能力・意思能力・責任能力の法的判定基準』161頁以下（日本評論社、2000年）、同「財産法における能力」新井誠ほか編『成年後見と意思能力』47頁（日本評論社、2002年）、同「意思能力について」松下正明編『司法精神医学4 民事法と精神医学』28頁（中山書店、2005年）等参照。
- 7 例えば、高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋ほか編『インターネットと法』40頁（有斐閣、1999年）、丸山雅夫「判批」ジュリ1420.211（2011年）等。最高裁が確定判例を形成しようとする際に、複数

の事件で同一内容の判決を同じ時期に出す傾向にあることは周知のことであろうが、名誉毀損に関しては民事・刑事の両方で同じ判断を出す可能性も否定できないのではないか。

- 8 プロバイダの発信者情報開示義務に関する判決につき、前田泰「プロバイダの発信者情報開示義務」群馬大学社会情報学部研究論集18巻227頁以下（2011年）参照。